

調査・研究報告書の要約

書名	平成 19 年度国際的制度調和に向けた安全保障貿易管理制度の比較・分析に関する調査研究報告書（インドの輸出管理法制度実態調査）				
発行機関名	社団法人 日本機械工業連合会・財団法人 安全保障貿易情報センター				
発行年月	平成 20 年 3 月	頁数	80 頁	判型	A4

[目次]

序（金井会長の序）

序（黒田理事長の序）

目次

総論

1. 調査目的
2. 調査内容
3. 調査の結果と得られた結論

各論

1. インドの輸出管理制度の概要
2. インドの輸出許認可制度と手続きの概要
3. インドにおける対外貿易の現状と機微技術の調達活動
4. インドの輸出管理制度運用の問題点
5. 米国政府の対印輸出管理
6. まとめ

[要約]

インドは近年、世界各国の企業にとって重要な輸出先あるいは投資先としてクローズアップされているが、核兵器及び弾道ミサイル、巡航ミサイルを保有、開発・製造能力を有し、潜在的な供給国でもある。このため、インドへ輸出あるいは進出する企業にとってはその輸出管理が重要になっている。本調査では、インドの輸出管理制度が先進国並みに整備されつつあるものの運用面で依然として課題があることが明らかとなった。現在あるいは今後、インドに進出する企業はこうした点を十分理解して上で、自社の輸出管理体

制を整えていく必要があると考えられる。

1. インドの輸出管理制度の概要

インドの輸出管理は、武器法（1959年）による軍用品の輸出規制に遡る。その後、原子力法（1962年）で核関連品目を、麻薬・向精神性物質法（1985）で化学物質、環境（保護）法（1986年）で生物を、1992年外国貿易（促進および規制）法でデュアル・ユース品目を、化学兵器禁止条約（CWC）法（2000年）で化学物質をそれぞれ輸出規制するなど、個別の法律で段階的に輸出規制を強化してきた。2002年以降は、原子力基本法を改正するなど国家レベルで輸出管理関連法の整備を継続的に実施し、2003年には「特殊化学、有機体、材料、機器類及び技術（Special Chemicals, Organisms, Materials, Equipment and Technologies）」の統一リスト（SCOMET リスト）を策定した。2005年には国連安全保障理事会決議 1540 に基づく自国の義務遂行をも加味して大量破壊兵器（WMD）及び運搬システム法〔以下 WMD 法と呼ぶ〕を導入した。

1992年外国貿易（促進および規制）法（FTDR）は、1992年8月7日に施行された輸出入貿易管理の基本法で、(核を含む)全てのデュアル・ユース品目の輸出管理を規定し、違反行為に対する民事罰を定めている。同法は、インド政府による輸出管理権限の根拠となっており、インド政府が官報で公示した上で、全ての、又は特に定めるものの輸出を禁止、制限、またはその他の手段において規制できるとしている。また、官報に公示することにより輸出入政策を策定、また改訂する権限を与えている。商工省外国貿易局は、インド政府の輸出入政策の策定および執行につき、助言をする。1993年貿易令（Order, 1993）では、除外品目、除外事項等が規定され、1993年貿易規則（Rules, 1993）では、ライセンス手続き等が規定された

SCOMET リストは、輸出政策の一部として ITC(HS)と呼ばれるインド関税分類（統一システム）の輸出入品目分類の別表2付属文書3に規定されているもので、このリストに掲載されている品目は輸出許可なしに輸出することはできない。同リストの内容は、原子力供給国グループ(NSG)やミサイル技術管理レジーム(MTCR)の定める輸出管理リストと一致しているものの、生物化学兵器関連を管理するオーストラリア・グループ(AG)とワッセナー・アレンジメント(WA)で定める輸出管理リストとは、完全には一致しておらず、不十分な点も見受けられている。

WMD 法にはキャッチオール規制、再移転規制、通過規制、積替え規制、みなし輸出規制などのこれまでの法律で十分に規定されていなかった規制条項が盛り込まれている。大量破壊兵器やその運搬装置であるミサイルの開発、製造、取扱い、運用、保守、貯蔵、拡散に関連する品目の輸出、再移転、再輸出、通過、積み替えを規制する権限を政府に与え、汎用の材料、機器、技術の輸出を規制している。キャッチオール規制は、WMD 法の § 11 と § 12 で規定されている。§ 11 は「何人も、ある材料、機器または技術が大量破壊兵器または運搬装置の設計または製造のための利用に意図されていることを知りながら、これを輸出してはならない」と規定し、§ 12 は「規制の対象となっている者が、当該取引について禁止行為に関連していることを知っている場合は、当該取引の実行促進行為に及ぶ」と規定している。なお、§ 12 は仲介行為、貨物輸送その他のあつせん行為にも適用されるものと考えられる。

2. インドの輸出許認可制度と手続きの概要

インドの輸出許可制度には、包括許可や除外特例等の制度はなく、個別許可のみとなっており、インドから輸出を行う者は、商工省外国貿易局(DGFT)に登録を行うとともに、輸出入者コード(IEC)番号の申請を行う。SCOMET リストに記載されている戦略物資や技術(カテゴリー0 に含まれる核関連品目及び核関連汎用品を除く)を輸出しようとする企業は、標準輸出・輸入様式により輸出許可申請書を外国貿易局に提出しなければならない。申請は、外国貿易局のウェブサイトからオンラインで、または各地方の外国貿易局事務所でハードコピーにより、提出することができる。この際申請者は、「輸出者登録証明書」「IEC 番号」「輸出注文」「最終使用者証明書」の提出が義務付けられている。

外国貿易局は、輸出者から許可申請を受けた後、当該品目に関連する技術能力を持つ政府機関及び外務省、関税局、情報機関と資料を共用している。外国貿易局から協議を受けた政府機関が「異議なし証明書 (NOC)」を出した場合、その許可申請は次の段階に進む。しかし、いずれかの機関が NOC の発行を拒否し異議を申し立てた場合は、外国貿易局は当該申請を許可しない。

外国貿易局が技術諮問機関から NOC を受け取った場合は、当該許可申請は関係省合同作業グループ (IMWG) での審査に回される。IMWG は、外務省、防衛研究開発機構 (DRDO)、原子力局、宇宙局、中央物品税関税委員会、化学兵器禁止条約担当国家機関

の代表により構成され、各申請を個別に検討している。

IMWG は通常、輸出者より許可申請を受けてから 30 日以内に、全員一致の原則で決定を下す。輸出を許可する決定を行った場合は、外国貿易局は次の条件を付け、許可証を輸出者に発行する。

- ・当該品目が輸出許可申請書に記載された目的でのみ用いられなければならない
- ・当該品目はインド政府の許可なしには第三国へ再輸出または第三者へ再移転されてはならず、且つ最終使用者は、転用、再輸出または再移転が行われなかったことを確認するのに必要な検証を、必要な際にはインド政府が行うことを認めなければならない
- ・当該品目が大量破壊兵器の開発等に転用される恐れがある場合、またはその運搬装置の使用、開発もしくは製造に用いられる可能性がある場合は、更に追加の条件を課することができる

IMWG が決定を下すことができない場合は、当該申請は外交貿易局、外務省、DRDO その他の中央省庁の **Joint Secretaries** 以上の役職者により構成される、高級レベル委員会に送付され、この委員会は当該申請を許可または拒絶することができる。

3. インドにおける対外貿易の現状と機微技術の調達活動

インドの 2005 年の GDP は 8,057 億ドルで、その構成比は農業が 18.3%、工業が 27.3%、サービス業が 54.4%となっている。インドは、中国、ブラジル、ロシアなどと共に近年経済成長が著しい国 (BRICs) として脚光を浴びているが、BRICS の 1 つである中国と比較すると、GDP に占める農業の比率が高い一方で工業の比率が低いなど、依然として農業への依存度が高く、工業化は発展途上にあると言える。

一方、インドにおける 2005 年の対内外国直接投資 (FDI) は、対前年比 20.5%増の 65 億 9,800 万ドルとなっている。中国の 724 億 600 万ドルと比較すると依然として大きな開きはあるものの、インドの FDI は近年着実に増加しており、今後は中国への FDI がピークを迎える一方で、インドの FDI は急速に拡大するとの見方も多い。

FDIの多くは工業分野であり、FDIの増加に伴い、インドの工業製品の輸出も拡大している。工業製品の輸出額は2001/2002年から2005/06年にかけて333億7,000万ドルから718億1,600万ドルへと4年間で2倍以上に伸びている。農産品、鉱産品、石油製品などの輸出額も伸びているが、これら全てを合わせても工業製品には及ばず、インドの主力輸出品目が工業製品であることが分かる。

インドが輸出している工業製品の内訳（2005/06年）をみると、機械や金属製品などのエンジニアリング製品が30%で最も大きく、次いで繊維製品(22.3%)、宝石等(21.6%)、化学品(20.2%)などの順となっている。また、エンジニアリング製品の中では機械機器が6.7%で最も大きく、以下、輸送機器(6.4%)、金属製品(5.8%)、鉄鋼(4.9%)、電気製品(3.0%)となっている。このように、インドから輸出される工業製品のうち、輸出管理の対象となりうる製品、すなわち、化学品や機械機器などのエンジニアリング製品は全体の半分程度を占めている。

インドは近年、高い経済成長を続けており、世界各国の企業にとって重要な輸出先あるいは投資先としてクローズアップされている。しかし、インドは核兵器及び弾道ミサイル、巡航ミサイルを保有、開発・製造能力を有し、大量破壊兵器及びミサイル関連資機材並びに技術の導入を図る一方で、潜在的な供給国でもある。このため、インドへ輸出あるいは進出する企業にとってはその輸出管理が重要になっている。

インドは、欧米に劣る兵器等の技術水準を補うため、欧米、ロシアあるいは日本から機微技術を調達している。その例として、ロシアのミコヤン航空機設計会社とインドのヒンドゥスタン・アエロノーティクス社(HAL)によるミグ戦闘機関連の合弁事業、バークレー・ニュークレオニクス・コーポレーション(BNC)によるインドのバーバ原子力研究センター(BARC)へのパルス発生器の違法輸出、日本のセイシン企業によるジェットミルのインドへの違法輸出などが挙げられる。

4. インドの輸出管理制度運用の問題点

インドは、イランとパキスタンと共に、従来型の大量破壊兵器及びミサイル技術取得を図る国であると同時に、技術と専門性を供給する能力を有することから、今後、技術とノウハウの拡散国となる可能性がある。米中央情報局(CIA)が2000年に議会に提出し

た報告書は、ロシア、中国と共にインドの民間企業、科学者、技術者らが、制度或いは運用面で輸出管理制度が不十分であることから、大量破壊兵器及びミサイル関連支援に係る可能性を指摘している。同報告 2001 年版においては、インドはイラン、北朝鮮、パキスタンと共に、二次拡散の拡大の懸念が高まっていると指摘されている。

インドでは多くの違法輸出による拡散事件が報告されているが、注目すべき事件の 1 つは、インド企業によるイランへの化学物質の違法輸出である。これは、インド企業の NEC エンジニアリング・プライベート社が 1998 年 9 月から 2001 年 2 月に、大量破壊兵器の製造に使われる可能性のある化学製品を、許可なくイランに輸出していたというものである。同社は公式文書で輸出品目の申告を偽り、関連会社名で貨物を輸出しようとしたと言われている。この企業の経営者ラジブ・ドゥヒールは、2002 年 6 月に逮捕されたが 2002 年 10 月に保釈された。この事件はかなり注目され、この問題に対する米国の弱腰が明らかになったという評者もいた。2002 年 7 月には、米 국무省が NEC の元社長であるハンス・ラーズ・シブに制裁を科した。シブは 1999 年 4 月、化学物質の製造に用いられる可能性のある機器の据付を支援するため、技術チームを率いてイラクの都市ファルージャへ行ったといわれる。シブは、米国の 1992 年イラン・イラク不拡散法の下で名前が上がった唯一の人物である。

インドの輸出規制システムは国際規格から見ても比較的良く発達しており、その規制リストと実務は、次第に多国間輸出規制制度のそれに合致するようになりつつある。しかし、この NEC エンジニアリング・プライベート社の事件に象徴されるように、規制リストの実施には幾つかの重大な弱点が残されている。

この事件では NEC エンジニアリングが不正文書による不正申告で輸出許可を取得したが、これは最終需要者証明書やその他の文書の税関職員による審査が不十分であることを示唆している。1997 年以來、税関職員および国境警備隊員を対象とした規制対象の軍民両用化学品・前駆物質の識別の訓練が重視されるようになった。明らかに、特に核技術とミサイル技術に関して、装備と訓練を大幅にグレードアップすることにより、この訓練を補完する必要がある。インドは輸出許可申請を技術面で評価し、再検討することのできる科学者を幹部に起用することも必要としているという。

さらに、NEC エンジニアリングの事件は、多国間協定の主要な加盟国（米国、英国、

フランス、カナダ、日本等を含む)が1990年代に企業が法律の網の目をくぐり、実施規則の抜け穴の利用を防止するために採用したような「包括的規制」をインドも導入する必要があることを示した。このような規制は、特定の会社または個人が輸出にアクセスし、現在多国間協定によって採用されている規制リストをすり抜けることを阻止しようとするものである。典型的な包括的条項は企業が物品、サービスまたは技術を、大量破壊兵器計画に携わっていると「信ずるに足る理由があり」、または「知っており」、または「そのような情報を得ている」最終需要者または積替え業者に輸出するのを禁じることにより、輸出業者に厳しい証明義務を課している。

NEC事件が起きるまで、インドの輸出業者は、単に顧客(最終需要者)が大量破壊兵器と関連した事業に携わっていると「信ずるに足る理由がない」と主張するだけで、デリケートな物品を不審な最終需要者に輸出する責任を免れることができた。インドはその後、最終需要者の資格を検証し、輸出物品の推定用途を確認するインドの輸出業者の責任を増大させるための追加的な規定を導入しているが、次の2つの理由により、包括規制の導入には消極的である。

- 1) 輸出業者の数が相対的に少ないため、高官は問題があっても、それが将来NECのような規制違反となって現れる前に回避することができると確信している。
- 2) 経済自由化のこの段階で包括的規制を導入すると、最終需要者に関する厳格な継続的な検査を行うための技術的および財政的資源を欠いている国内の中小輸出業者を怯えさせてしまう

5. 米国政府の対印輸出管理

米商務省産業安全保障局(BIS)は2007年3月、米国の対インド輸出管理に関し、BIS監察官名で報告書を発表した。これは米国の2000年国防歳出権限法(NDAA)に定められた、商務省、国防総省、エネルギー省、国務省の各監察官が中央情報局(CIA)長官と連邦捜査局(FBI)長官との協議の下、米国の機微技術及び技術情報の懸念国・団体への流出を防止することを目的として、輸出管理と防諜の両方の側面から8年間にわたり、分析と米議会への報告義務を課したことによるものである。そのため米商務省監察官は、BISの対インド輸出管理プログラムを以下の観点から再検討している。

- ① BIS の対インド輸出管理政策、運用、手続の透明性と成果達成度
- ② BIS 審査官が、対インド輸出管理政策、運用、手続に則り審査を行っているか
- ③ インド内外の大量破壊兵器関連計画への機微貨物の転用に関する、BIS の検証・防止能力

米 BIS によると、米国からインドへの総輸出額の約 1%が米輸出管理対象となっており、その内の殆どについて BIS は、インドの核、生物、化学、ミサイルに関する計画との関係はないとして、輸出許可を出している。米国にとり、インドはテロ対策及び中国との関係において、民主的なパートナーであると認識されているが、不拡散専門家らはインドの核能力並びにその意図について懸念が示されている。現在の米国の政策においては、民生用の原子力協力について完全な協力関係を持つとされているが、インドの核兵器及びミサイル関連計画を直接・間接的に支援しないよう、米政府が輸出管理を効果的に運用できるかとの問題点が上げられる。

BIS が審査を行ったインド向け輸出許可申請件数は、2002 年度から 2005 年度の間には 30%増加、一方 2005 から 2006 年度の間では 19%減少した。この減少は、米国からインド向けの輸出案件について、輸出許可不要となる案件が増加したことによるものである。

米政府により審査されたインドの輸出許可申請について見直しを行ったが、実施した 2005 年度及び 2006 年度について、省庁間の協調関係は十分であったと見ている。しかし米国の対インド輸出管理には課題があり、また BIS のエンティティ・リストに掲載されているインド企業についても十分に確認されているとはいえず、米国の輸出者が汎用品をこれらの者に必要な許可なく輸出してしまう可能性を残している。エンティティ・リストには 12 組織と、IAEA の保障措置下でない原子炉等、3 種類のエンド・ユーザーが掲載されている。2005 年度において 29 件の許可申請の内、少なくとも 2 件は省庁間協議に持ち込まれたが、これはエンド・ユーザーの定義が曖昧であったからである。

BIS は 2007 年 10 月 2 日、EAR を改訂し、インドに対する適格エンド・ユーザー(VEU)制度適用を発表した。具体的には、ミサイル技術、犯罪抑制を理由に規制対象となっているものを除く、貨物、ソフトウェア、技術について、機微品目の責任ある管理をする能力があると認められたインドのエンド・ユーザーに対し、民生用途に限り許可なしの輸出、再輸出、移転を容認するものであり、これは米国とインドの間の協議で進められ

てきた、米印ハイテク協力グループ(HTCG)と戦略的パートナーシップへの次のステップ(NSSP)の進展によるものであり、米印両国間におけるハイテク技術面での協力関係強化を進め、汎用品の輸出管理を緩和することを目指したものである。これにより、EAR セクション 748.15 の(b)節が改正され、インドが VEU の対象となる。

現時点において、BIS に対しインドのエンド・ユーザーに関する VEU の申請はなされていない。これには幾つかの可能性はあるが、1つは時期である。BIS は 2007 年 10 月に VEU プログラムを発表したが、中国の場合発表から認定まで 4 か月以上をかけている。また国グループ D:1 に属する中国と、B に属するインドとは輸出許可申請が必要な件数が絶対的に異なっている現実がある。VEU プログラムの対象はそもそも、完全な民生業務を行っているエンド・ユーザーに限定されており、通常よくあるように、社内の一部門は軍事、他は民生用事業を行っているような場合は対象とならない。

6. まとめ

世界第 2 位の人口を有するインドと世界各国との貿易は拡大し、外国企業の対印投資も増加している。経済成長を続けるインドには世界中の注目が集まっており、これまで中国や韓国、台湾など他のアジア諸国に比してどちらかといえば希薄だった日印の経済関係も、今後は徐々に拡大していくものと思われる。それに伴い、インドに進出する企業も増加し、インドから世界各国に自社製品を輸出する企業も増加するものと考えられる。本調査では、インドの輸出管理制度が先進国並みに整備されつつあるものの運用面等において依然として課題があることが明らかとなったが、インドは輸出管理システムの改善に取り組んでおり、米国も対印輸出規制を緩和する傾向にある。インド進出企業には、インドの輸出管理政策及び米国の対印輸出管理政策などの動きに注意を払いながら、厳格かつ慎重な輸出管理システムを構築・運用していくことが望ましいといえる。



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

<http://ringring-keirin.jp/>

